

令和6年6月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和6年6月25日（火）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

立川委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

○ 令和5年度教員時間外在校等時間について（資料1）

中川教育長

この際、1点御報告をさせていただきます。

お手元のタブレットの資料1を御覧ください。

令和5年度教員時間外在校等時間についてでございます。

教員の勤務時間については、全ての公立小中学校と県立学校において、出退勤管理システムに記録した平日、土日等の在校等時間を基に、令和5年度における一人当たりの1か月間の平均時間外在校等時間について、調査を行いました。

まず、公立小中学校につきましては、3、集計結果の平均でございますとおり、小学校では約33時間、中学校では約47時間となっており、第2期とくしまの学校における働き方改革プランの目標である、令和2年度比25%以上削減をおおむね達成しております。

次に、県立学校につきましても約26時間となっており、月ごとに増減は見られるものの、令和4年度の調査とおおむね同じであり、国の定める上限指針の範囲内という結果でありました。

一方、県立学校のうち、高等学校では増加傾向にあること、どの校種においても、国の定める上限指針である45時間や過労死ラインである80時間を超える教員が一定数存在することを課題と捉え、今年度は、新たな働き方改革プランにのっとり、各学校や市町村教育委員会と連携し、より実効性のある取組を強力に推進することで、教員の働きやすさと働きがいを実感できる環境づくりに努めてまいります。

報告は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

立川委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

木下委員

徳島県立徳島寮について伺いたいします。

徳島寮には空き部屋があるのにもかかわらず、今年度、入寮できなかった生徒がいたと聞き及んでいますが、なぜそのような状況になったかを教えてください。

酒井高校教育課長

徳島寮のことについてのお尋ねですけれども、現状、徳島寮につきましては、設計上の定員が88名となっておりますが、入寮している人数が61名ということになっております。

こちらは、新型コロナウイルス感染症もありまして、子供たちを二人部屋から一人部屋に移すという運用が必要であるということから、静養室などを設けておりまして、この定員と入寮人数となっております。

この人数を前提といたしまして、今年度の生徒募集を行いました結果、不合格者、入寮できなかった子供たちが出てきているという状況になっております。

木下委員の問題意識は、この不合格者がいることが、空いているにもかかわらずそうになっているのではないかという御指摘かと思っておりますけれども、我々としても、運用の様々な問題はあるつつも、施設の有効活用、それから入寮の希望をできるだけかなえるという観点から、多くの子供たちに徳島寮に入ってもらうことは大切だと思っております。現場ともこれからよく話をしまして、できるだけ多くの希望をかなえられるようにしていきたいと考えております。

木下委員

現場の実情、新型コロナウイルス感染症も五類に移行したので、部屋の確保ができるよう御要望させていただきます。

次に、高校生のヘルメット着用について伺いたいします。

自転車のヘルメット着用は、全ての利用者に対して努力義務が課せられているが、県内高校生の着用率の低さが問題となっており、重大な事故を防ぐために着用率の向上が求められています。

隣県の愛媛県など成功例もありますが、本県の所持率や着用率など、現状について教えてください。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま木下委員から、高校生の自転車ヘルメットの着用について、ヘルメットの所持率や着用率など、現状についての御質問を頂きました。

県内高校生の自転車用ヘルメットの所持率につきましては、昨年10月の調査では10.3%であったものが、今年6月の調査では15.3%、着用率につきましては、昨年10月時点で6.7%であったものが、今年6月には10.6%と、所持率で5.0ポイント、着用率で3.9ポイント上昇している現状でございます。

木下委員

着用率向上のために、これまでどのような取組をしてきたのか教えてください。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま木下委員から、着用率向上のためにどのような取組をしてきたのかという御質問です。

県教育委員会としては、高校生が自ら責任を持ってヘルメットを着用し、さらには、交通ルールやマナーを順守するよう、関係機関と連携した安全教育を進めてまいりました。

昨年度は、6月の教育長メッセージによる着用呼び掛けをスタートに、12月には高校生によるヘルメット着用に関するオンライン意見交換会等も実施しております。

各学校におきましては、交通マナーアップクラブや生徒会による安全推進運動、保護者面談での啓発や教員による立哨指導など、年間を通じて安全教育を実施しております。

そのほかにも、各校におきましては、警察と連携した動画作成や生徒によるヘルメットの着用推進のポスター作成など、創意工夫した取組も展開されております。

木下委員

今後、更なる着用率の向上に向けて、どのように取り組んでいくのか教えてください。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま委員から、着用率向上に向けての今後の取組について御質問を頂きました。

調査結果を分析しますと、ヘルメットの着用率は高校1年生が最も高く、着用者数についても、全体に占める1年生の割合は50%強となっております。

このことから今後は、これまでの取組に加えて新入生への啓発を続け、1年生が次の学年に進級後も着用状況を維持させることが重要と考えております。

ヘルメットの着用率につきましては、少しずつではありますが上昇していることから、本年度は教育長を交えた高校生の意見交換会を予定しておりまして、生徒の率直な意見を聞きながら、生徒がヘルメットの着用を前向きに捉えたり、各学校で着用推進につなげたりできるよう、働き掛けや機会の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

木下委員

重大事故を防ぐためにも、今後とも着用率向上に向け、引き続き取組をよろしく願いいたします。

坂口委員

先ほど木下委員からもございましたが、高校生のヘルメット着用について質問をさせていただければと思います。

私、去年は総務委員会でありまして、公安委員会にはヘルメットの着用についていろいろ質問をさせていただいておりました。

先月、こちらの委員会で、城ノ内中等教育学校へ視察に行かせていただいたときに、校長先生にヘルメットの着用率はどうですかということをお伺いしました。そうしましたら、3割ぐらいの方がかぶってますということでした。中等教育学校ですので、4年生に

当たる方々だと思います。

1年生、2年生、3年生で、ヘルメットの着用が義務化されていると思いますが、その流れで4年生については、そのまま継続してかぶっている方が多いのかなと思っております。

現在、ヘルメットの着用指定校で、穴吹高校、みなと学園、池田高校の、県内3校がモデル校になっていると思います。現状、城ノ内中等教育学校は高いとのことですが、どのようになっているか教えていただけますでしょうか。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま坂口委員から、城ノ内中等教育学校のヘルメット着用の現状について御質問を頂きました。

城ノ内中等教育学校の自転車用ヘルメットにつきましては、所持率が今年6月の調査で55.9%、着用率は47.0%と高い割合を示しています。

委員御指摘のとおり、中学校から高等学校への進学時の切れ目のない支援というのが、着用率の向上にとって重要であると分析しております。

坂口委員

6年間という教育課程の中で継続されているというところで、一つの好事例になっているのかなと思っております。

現在モデル校は3校ありますが、全体的に継続してやっていただければと思っております。

また先般、鳴門警察署と協力して、私の地元で母校の鳴門高校で朝、ヘルメットの着用キャンペーンをさせていただきました。

残念ながら、ヘルメットをかぶっている学生さんは、ほぼ見受けられなかったという結果になっています。

先ほど冒頭で御説明いただいたように、所持率10%が15%、着用率6.7%が10.7%という形で、数字上では増えているようには見えるんですが、鳴門の場合は、私も朝、いろいろ立^{しょう}哨とかしているもので、学生さんとすれ違うことがあるんですけども、鳴門だけに限られるのかもしれませんが、かぶっている方というのはほとんど見受けられない状況が見受けられます。

また、私の家の前も通学路ですが、いろんな安全運転の指導をしていただいていると思うんですけども、並進やイヤホンをしながら運転されている生徒さんも、たくさんいます。

二人乗りとかは見受けられないのですが、まだまだそういった引き続きの御指導が必要になってくるかと思います。

あと、お伺いしたいのが、自転車での事故は、どうしても被害者という観点で捉えられるかと思いますが、加害者になるケースもあろうかと思っています。

テレビとかでは、都会ですとLUUPと言うんですかね、時速20kmでキックボードみたいなものなんかで大けがをされた高齢者の方であるとか、実際、自転車側が加害者になるケースもあろうかと思っています。

その場合、現状としては、自転車通学をされる高校生の方々が、実際にこちらが被害者ではなくて加害者になる場合の保険は掛けられているのでしょうか。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま坂口委員より、自転車の事故につきまして、加害者の場合の保険についての御質問を頂きました。

現在、学校では、日本スポーツ振興センターによる学校教育活動に係る事故等の保険が一律に掛けられておりますが、加害者の場合につきましては保険が適用されるとは聞いておりません。

ただ、加害者の場合の保険適用につきましては、任意で入る保険がありますので、現時点では、保護者の任意によってその保険に加入しているという状況がございます。

坂口委員

ちなみに、任意で掛けられているということなのですが、もし数字がお分かりになれば大体何%ぐらいかお教えいただけますでしょうか。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

申し訳ございませんが、委員から御質問の任意保険への加入率につきましては、私のほうで調査ができておりませんので、きちんと調査をしてまいりたいと思います。

坂口委員

車で言えば任意保険に当たる部分ですよね。自動車に乗られる方、今こちらにいらっしゃる方、ほとんどの方が加入されているかと思います。

私も前職で、交通安全関係の仕事もしていました。その中で社員が被害者、加害者で事故が発生した場合に、大体5%ぐらい任意保険に入っていない方がいらっしゃいます。

こちらが被害者で、相手が加害者という場合、そういったところがあります。

今、スピードが出るクロスバイクとかロードバイクに乗っている高校生もいます。

頑張れば時速30km以上は十分に出る自転車になりますので、入学時等にいろんな形で任意保険の加入等の促進もされていると思うんですけども、もし仮に、こちらが加害者で被害者の方が亡くなった場合、遺失利益や損害賠償は大きな金額になってくると思います。

そうなった場合に、高校生の方が学校に通えなくなるという可能性が出てくることも十分に考えられると思いますので、その部分についても、今以上に御提案していただければと思っている次第でございます。

あとはヘルメット着用、これは新聞等でもありますが、高校生が髪の毛、ヘアセットが崩れるとか、格好が悪いとか、だって大人がかぶっていないではないかというところがあります。

定例記者会見で、知事からもかぶらせないといけないみたいな感じのお言葉を聞いてはおりますが、なぜかぶらなければいけないのかを、学生さんに理解してもらう必要もあると思います。知事もツーブロックはどうのとかというので、高校生、学生さんみんなでブラック校則を考えさせており、校則で決めるのではなく、かぶったほうがいいのか、俺た

ちがかぶろうぜっていう感じの風潮で、もっと生徒さんに考えてもらって。

あとは、大人がかぶっていないではないかと。朝、私もこちらに来るときに、県庁職員さんとか、意識が高いと思うので、ヘルメットをかぶられている方、たくさんいらっしゃるかと思います。そういったところで、大人の私たちが自転車に乗るときには積極的にヘルメットをかぶると。子供の見本になるような形を、もっとやっていかなければいけないのかなと。

ですので、今、行政では取り組まれている、ヘルメットの着用、あとは自転車通勤をされている県内の会社さんにもお声掛け等をしていただければ、大人もかぶっているから俺たちもかぶらないといけないな、私たちもかぶらないといけないなと、そういう土壤にしていかなければいけないと思っております。実際に4月に鳴門でも事故がありました。助手席側のガラスで頭を打ったと、あれがもしピラーだったらお亡くなりになっている可能性が高いと思うんです。そういった不幸中でもヘルメットで守れるんだというところを、再度学校教育の中でもお伝えいただければと思います。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま坂口委員から、今後のヘルメット着用の前向きな取組について御指摘を頂きました。

先ほど答弁させていただきました、中学校から高校への切れ目のない支援ということで、県教育委員会も保護者への啓発が重要であると考えております。

その中身としましては、御指摘のような被害事故だけではなく、加害のケースについても取り上げるなどして今後、更なる啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

また、今後の取組につきましては、先ほどの教育長を交えた高校生の意見交換会を活用した生徒の率直な意見なども参考にしながら、高校生がヘルメットの着用を前向きに捉えることができるよう取り組んでまいりたいと思います。

近藤委員

私からは、通学区域制の見直しについて事前委員会でも質問をしましたが、本会議でも議論がありましたので、その際の答弁などを踏まえて質問させていただきます。

答弁の中で、通学区域制に関する有識者会議について、2回目の会議を7月24日に、3回目の会議を8月下旬頃に開催すると説明がありました。

この度の有識者会議は、全体で5回程度開催し、今年度中に提言を取りまとめるとのことであったと思いますが、今後の予定も含め、会議の全体的な流れ、どの回で何を議論するのかについて、分かる範囲で説明のほどお願いします。

藤坂教育創生課長

ただいま近藤委員から、有識者会議を5回程度開催するというところで、会議の全体的な流れについて御質問を頂きました。

まず次回、第2回目の会議につきましては7月24日、総合教育会議との合同開催により市町村長の御意見を直接伺いするほか、市町村教育委員会の意見を取りまとめたものにつきまして会議で報告いたしまして、議論を深めていただく予定でございます。

また、3回目の会議につきましては、8月下旬頃に開催して、これまでの議論について論点を整理いたしますとともに、公立高校の在り方についても議題として取り上げたいと考えております。

さらに、飽くまでも現時点の見通しになりますが、4回目につきましては10月から11月の間で、5回目につきましては12月から1月の間で開催できればと考えておりまして、通学区域制の在り方、見直し案や内容、見直しの際の課題やその対応策等について議論を深めていただき、最終有識者会議の提言として取りまとめて、一定の方向性をお示しいただければと考えているところでございます。

有識者会議の議論につきましては、スタートしたばかりではございますが、有識者会議のメンバー、委員の皆様に様々な視点で丁寧な議論を行っていただけますよう、鋭意進めてまいりたいと考えております。

近藤委員

全体的な流れについては分かりました。

念のための確認ですが、今回の有識者会議の提言を基に、今年度、現在中学3年生の入試、令和7年度入試の通学区域が見直しされたり、流入率が変わったり、あるいは募集定員の設定方法が変更されることはないという形でよろしいでしょうか。

年度末の提言取りまとめでは、生徒への周知期間もありませんので、今年度入試は従来どおり実施されるという考えでよろしいでしょうか。

藤坂教育創生課長

今回の有識者会議の提言を基に、今年度入試、令和7年度入試で制度が変更されるのかといった御質問でございます。

令和7年度入試におけます通学区域等を定めました基本方針につきましては、5月下旬の定例教育委員会で、現行どおりの取扱いで決定しておりまして、基本方針に基づきまして、入試の具体的な事務手続をまとめた生徒募集選抜要項につきましても昨日、定例教育委員会で決定したところでございます。

また、有識者会議では、今年度中の提言取りまとめをお願いしているところでございまして、10月下旬頃公表予定の募集定員を含めまして、今年度実施いたします令和7年度入試で制度変更を行うことはないものと認識いたしております。

近藤委員

それでは、今後の有識者会議の提言に沿って学区制が見直されることになる場合、最短で何年度入試から制度が変わる可能性があるか、教えてください。

藤坂教育創生課長

今後の有識者会議の提言に沿って見直しが行われる場合、最短で何年度入試から制度が変わる可能性があるのかといった御質問でございます。

前回の、平成30年度に見直しを検討した際には、その当時、中学2年生だった生徒が受験いたしました令和2年度入試におきまして、流入率を段階的に引き上げるなどの措置

を行ったところでございます。前回と同様の見直しが行われる場合には、現中学2年生から何らかの制度変更が行われる可能性は否定できないところではございますが、今回の有識者会議の議論がスタートしたばかりで、現時点では今後の議論の方向性がどうなるかといったところが見通せない状況でありますことから、仮に通学区域制を見直すことになる場合でも、明確に何年度の入試から制度変更が行われるといったことを現状、お答えできない状況でございます。

近藤委員

分かりました。

前回の見直し事例からすると、現在の中学2年生が受験する令和8年度入試から、流入率の引上げなど、何らかの制度変更が行われる可能性もあると受け止めさせていただきます。

私としては、今回の見直しにより、全ての生徒にとって公平な入試制度となるように願っておりますので、今年度中の有識者会議の提言取りまとめに向け、着実に議論を進めていただけるよう要望して質問を終わります。

あともう1点、教員採用審査の日程について質問をさせていただきます。

全国的に教員採用審査の受審者が減少する中、多くの自治体で採用審査の一次審査の日程を前倒しする状況が見られております。

これは昨年5月に、文部科学省が、民間企業等の就職採用活動の日程が早まる傾向の中、教師を目指していながら民間企業等に就職先を決める学生が一定数いると、教員採用試験の早期化の方向性を示したことによると思われます。

今年度実施の審査では、全国の約6割の自治体が、昨年度より一次審査の日程を前倒ししているという報道がありました。

そんな中、徳島県は本年度実施の審査については前倒しせず、昨年度と同様の日程としておりますが、まず本年度実施の審査日程について前倒しをしなかった理由を教えてください。

西浦教職員課長

ただいま近藤委員から、教員採用審査の日程について、まず本県が、前倒し、早期化と言われるものですが、それをしなかった理由ということで御質問を頂きました。

委員おっしゃいましたとおり、昨年度文部科学省が方向性を出した中で、今年度の採用審査の日程について、県教育委員会としましても、いろんな観点から検討を行いました。

その中で、6月に実施することは、まず県内の学校で勤務する臨時教員にとっては、6月は1年のうちでも最も多忙な時期であること、また現役の大学生にとっては、2週間から4週間に及びます教育実習の時期と重なることが多いこと、そのような状況の中で、県内の学校におきましても、学校運営に大きな影響があるということが予想されました。

一方で、前倒し、早期化することが志願者数の確保につながるというはっきりした根拠等が見当たらなかったため、今年度の実施については前倒しを見送ったところでございます。

今後、これから実施します採用審査につきまして、本県の結果、また他の自治体の結果

を丁寧に効果検証していきたいと考えております。

近藤委員

文部科学省は本年4月に、来年度実施の教員採用審査について更なる前倒しを求めているようですが、徳島県教育委員会としてどのように考えているのか、今後の方向性を再度伺いたします。

西浦教職員課長

ただいま、文部科学省からの再度の要請に応じた来年度以降の採用審査の日程についての方向性ということで御質問を頂きました。

繰り返しになりますが今、他府県では採用審査が始まったところで、本県におきましては来月実施するところでございます。

まずは本県又は全国の実施結果を丁寧に検証し、どのような日程が受審者にとって一受審しやすい日程で、また本県として受審者の確保につながるかを丁寧に検証して、来年度以降について最善の日程となるよう検討していきたいと考えているところでございます。

近藤委員

若者の人口が減少している中、多くの職種で人材の確保が難しくなっている状況であります。

意欲ある優秀な教員を確保していくため、最適な審査日程の設定のほか、教育委員会としては今後、どのような取組を進めていくのか、教えてください。

西浦教職員課長

ただいま、優秀な人材の確保のため、日程以外の面でどのように取り組むのかという御質問を頂きました。

学校教育には優秀な人材は不可欠でございます。人材の確保のため、これまでもより受審しやすい審査となるよう見直しを図るとともに、昨年度でありましたら、東京での審査会場を設けたり、夏の審査とは別に、秋に県外で正規として勤める教員を対象とする特別選考を実施するなどの取組を進めてきたところでございます。

今後も、夏の審査以外、若しくは夏の審査の中でも多様な審査の在り方を検討し、取組を充実させていきたいと考えております。

また、学校における働き方改革の更なる加速化、引き続き大学生や高校生を対象とした教職の魅力の発信など、様々な取組を一体的に推進し、徳島県で教員になろうと言える人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

近藤委員

引き続いてそうした取組を一体的に推進して、徳島県で教員になりたいという人材の確保に努めていただきたいと要望して、質問を終わります。

古川委員

私からも、通学区域制に関する質問をしたいと思います。

事前委員会で、この有識者会議で見直しをするという資料を提示されて、説明もありました。

これまでのいろんな議論の資料もたくさん頂いて、目を通したんですけれども、まず、そもそも論ですが、平成13年に法律が改正されて、公立高校の通学区域制に係る規程が削除された、ここから多分始まっているんだろうと思うのです。このときなぜ削除されたか、この区域制の意義が制定当初に比べて薄れてきていることが書かれてあるんですが、県教育委員会として、どう薄れてきたのかというところを詳しく教えてもらえますか。

藤坂教育創生課長

ただいま古川委員より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第50条が削除されたことに対する県教育委員会の見解をという御質問だったと思います。

平成13年度に削除されました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第50条につきましては、その目的が高校を各都道府県にできる限り多く、かつバランスよく配置することであったと認識いたしております。

ただ、同規程削除に際しまして、委員おっしゃっていただきましたとおり、高校教育の普及と機会均等を図るという本来の通学区域の意義が当初に比べて薄れてきたとされたものではございますが、ただ一方で、当時の文部科学省の通知では、規程の削除について、通学区域の撤廃でありますとか、拡大を意図したものではないとされておりまして、その当時、国から地方への権限委譲といった流れもあったところで、通学区域の設定につきまして、都道府県の判断に委ねるものであったと認識いたしております。

古川委員

先ほど、当初は高校はできるだけ多く偏りなくって言ったのですか。だから、それなりの高校はできたし、偏りなくできたということで、無くてもいいということなんですか。それだったら何となく理解はできるかなと思いますけれども、そういうことで、区域制の部分は県の判断に任せるみたいな感じだったんですね。

いろいろ資料を見ていって、大きな問題点は、ざっくり言ったら、学区内外の点数差によって、鳴門、板野、石井の3市町を中心に、生徒が受けたいところを受けられない事態になっている。

一方、流入してくる徳島市については、多くが流入してきたら、市内の生徒が遠くの高校への進学を強いられてしまうというところが大きな問題点ではないのかなと感じています。

それで、令和3年から流入率を変更して、城東高校は全県一区に変えてということがあって、3年たったわけです。

このあたりの大きな問題点に対して、令和3年から実施してどう変化してきたのか。資料も付いているんですが分かりにくいので、もう少し分かりやすく、どう変化したのか、いわゆる点数差、また徳島市の生徒が遠方への進学を強いられているのか、このあたりはどう見ているんですか。

藤坂教育創生課長

令和3年度の制度変更でどう変化や影響があったかということでございます。

事前委員会の際に資料を提出させていただいておりまして、その資料の中では、点数差につきましては、令和3年度に大幅に差が縮小いたしました。令和4年度以降、縮小幅が小さくなっていると、ただ平均的な中央値で見ますと、一旦、令和3年度で縮小して、それ以降も同程度で推移をしている状況であると。

また徳島市から徳島市外の普通科に進学した生徒数についても分析を載せておりまして、その概要といたしましては、第一学区、県南部の普通科への合格者数につきましては、令和2年度以降、増加傾向であると。逆に県北・県西部の第二学区の普通科への合格者数は、令和2年度以降、減少していると。ただ全体で見ますと、それほど大きな変化はないところでございます。

古川委員

点数差については若干縮まったけども、まだ残っているということだったかと思えます。

流入については当然、率を上げて、目一杯流入しているという実態があるのだけれども、それに伴って徳島市内の生徒さんがどこに行っているかが余り分からない。この資料でも、いわゆる徳島市外の普通科に、市外と言っても鳴門高校や板野高校、名西高校や小松島高校は周辺なので、遠方とは言えないと思うんですよ。

この増えた分の流入に対して、そこ以外のところにどれだけの人が行っているのか、また普通科以外の学科に行かざるを得なくなったのか、そのあたりをもう少しきちっと分析をしたほうがいいのではないですか。本当に徳島市の生徒さんたちが遠くに行ったりしているのかどうかということです。

しっかりとそのあたり分析をして、示してもらえたらなと思います。これが1点要望です。

あと、委員さんの意見を見ていると、全県一区にしたら、今言った大きな問題以外の問題も生じるおそれがあるみたいな意見もあります。私もそう思います。

ほかの新たな問題が生じる可能性もあるので、余り性急に進めるべきではないと僕は感じています。

例えば現在、27都府県が廃止をしているということですが、27都府県の中で廃止して問題が生じているところはないのですか。

藤坂教育創生課長

まず1点目は、詳細なデータということでございましたが、確かに委員御指摘のとおり、遠距離通学の実態を把握するためには、具体的な高校ごとの合格者数もお示しするほうがより分かりやすいと考えられますので、また今後、詳細なデータにつきましては、整理しまして報告したいと考えております。

続きまして、他県で学区を廃止して大きな問題が生じていないかといったところでございますが、現在、47都道府県中27都府県で廃止されておりまして、全てに聞き取りができ

ているわけではないのですが、直近で令和6年度に廃止した富山県におきましては、段階的に見直しがされておりまして、学区の廃止前には隣接の地域の通学を可能としていたこともありまして、そちらは大きな影響はなかったと聞いております。

また、佐賀県におきましても、平成28年度に4学区あったものが2学区に変更されて、その後、令和5年度に廃止していると。その際の報道を見ますと、佐賀県の教育委員会からは廃止に当たっての大きな影響、混乱はないと判断したので廃止したといったコメントがなされているところでございます。

それ以前のものにつきましては、大分前になりますので、現状ではなかなか、それが良かったのかどうかというのは評価しにくいと思います。

古川委員

分かりました。

今、話があった県では、徐々に変えていって実際、完全廃止したときには問題は生じないような形で持っていた感じなのかなと思います。私も、そういう形がベターなんだろうなと感じております。

あと、前の事例は、例えば私立高校が少ない高知、鳥取、福井、和歌山、そのあたり、徳島とよく似ているだろうなと思うようなところは、もうちょっとリサーチをして示していただけたら有り難いなと思っています。

あと、一番大事なのは、生徒自身の意見を、まず聞くべきだと思うんです。

中学生は当然ですし、既にこれを経験した高校生。中学生、高校生の6学年ぐらいの全生徒に賛成か反対か、どちらでもいいのか、その理由は何かぐらいを聞いて示してほしいと思う。そんなに手間の掛かる問題ではないと思うので、生徒の意見が一番大事だと思います。

あと、教育というのは現場の意見が大事なので、先生の意見をしっかり聞きたい。教育委員会ではなく、先生の意見を聞きたいです。

中学校、高校の先生はどう思っているのか、そのあたりもしつかりと調べて提示していただけないと、なかなか判断がしにくいかなと思いますので、この2点もお願いをしたいと思います。

私は、基本的には政治が余り教育の分野に入り過ぎるべきではないと思っています。現場がきっちりと判断してやるのが大事だと思っていますので、逆に事前委員会では、主権者教育をしっかりとやれと言う話になった。だから学校側が、生徒側がしっかりと政治を監視できる、若い人が政治を監視できるという体制を取るのが大事なんです。

逆に政治が教育の分野に余り入っていくのはどうかなと思っています。ですから、しっかりと生徒の意見、先生の意見も示していただいた上で判断をしていかなければいけないと思っていますので、その点についても、何かコメントがあればよろしくお願いします。

藤坂教育創生課長

ただいま、中学生や高校生の意見、あるいは中学、高校の教員の意見を聞くべきではないかといった御質問だったと思います。

まず中学生、高校生につきましては、こども基本法の趣旨も踏まえまして、生徒の意見

を聞き、施策に反映させるといったことは重要であると考えております。

また、有識者会議におきましても、子供たちの意見を取り入れた議論が必要といった意見も頂いておりますことから、生徒の皆さんへのヒアリングなどを実施したいと考えているところでございます。

あと、中学校、高校の教員への意見聴取でございますが、教育委員会では、入試制度の運用方法の改善や充実に資するため、中学校、高校の入試の実務担当者や校長、会長等で構成いたします入学者選抜制度運用方法検討委員会を設置しておりまして、現場の先生方の意見を聴取する場を設けているところでございます。

こうした場を活用しまして、先生の意見をお聞きすることを検討してまいりたいと考えております。

古川委員

しっかりと生徒の意見、また先生が一番、生徒に接していますし、生徒の進路のこととかも考えているんだろうなと思います。先生も中学校、高校両方で聞いていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

井下委員

最初に、先ほど教えていただきました、教員の時間外在校等時間についてお伺いしたいのです。

令和2年度から比べると時間的には大分減ってきているようなイメージはあるんですが、中学校の先生の時間が多いなという印象なんです。部活動のことがあるのかなと思うんですけども、部活動の時間は大体どのぐらい、この中に含まれているんでしょうか。

内海教育政策課長

今、井下委員から、今回の時間外在校等時間のうち、中学校部活動も含まれていると思うが、部活動はどれぐらいかというお話がございました。

大変申し訳ございません。手元には部活動とか、そういった細かな分析までのデータは持っておりません。

ただ、直接どういったものが忙しいのかというお話を聞く中で、部活動が常に上位にございますので、そういった意味では、かなり大きなシェアを占めているのではないかと考えております。

井下委員

分かりました。また、分かったら教えてください。

中学校における部活動の問題点は、地域移行も含めてですが、なかなか難しいところがあるのかなと思っております。

思い切った改革もしなければ、なかなか45時間すらクリアできないということだと思えますので、引き続きお願いをしておきます。

それでは、質問させていただきます。先ほど来、学区の議論がいろいろされていますが、私は30年前に学区の壁を越えて三好から鳴門に受験した記憶がございます。

点数が多少高くないといけないということで、合格発表のときにすごいドキドキしながら待った記憶があるんですが、学区の有り無しにかかわらず今、行きたい高校づくりとして特色化、魅力化を進めていく必要があると思っております。

4月から始まりました地域みらい留学制度、また地域を巻き込むためにコミュニティスクール、CSの活用なども同時に進めていく必要がありますが、この辺は今どのように捉えているのかということと、先ほど古川委員も言っていましたけれども、子供に聞けというところでいうと、4月にこども未来応援条例を作りました。その中にこどもの権利というのがありまして、こどもが参加する権利がございます。

是非、子供に意見を聞いてほしいなと思うんですが、この辺いかがでしょうか。

藤坂教育創生課長

ただいま井下委員より、高校の魅力化、特色化についての現状をどう捉えているのかといった御質問があったかと思えます。

少子化が進行する中、多様化する教育ニーズや社会状況の変化に対応して、生徒から選ばれる学校づくりを進めるためには、各校の特色化、魅力化を推進することが重要であると認識いたしております。

このため、少し前ではございますが、令和4年度に特色化、魅力化、魅力ある学校づくりについて、高校生の生の声を聞いて検討する場として、徳島県公立高等学校魅力化推進委員会を立ち上げまして、その提言を受け、魅力化の好事例をまとめたリーフレットを作成しまして、それを横展開するため、全ての高校と共有したところでございます。

また、当委員会から、魅力化、特色化に向けた方策の一つとしまして、スクール・ミッションでやスクール・ポリシーの積極的な情報発信ということで、今年度スクール・ミッション、ポリシーにつきましては、教育大綱、教育振興計画の改定に併せまして見直しを行ったところでございます。その中では、スーパーサイエンスハイスクールや英語をリードする学校、あるいは鳴門教育大学との連携とか、各校の特色、魅力を端的に表したキーワードをポリシーに盛り込む学校等もございまして、現在この情報発信に努めているところでございます。

井下委員

コミュニティ・スクールとかも、なかなか全部の学校を見たわけではないのですが、メンバーを見ると、いつものメンバーだなというような身内感のあるところもございまして、チャレンジしている学校もあるように思います。

是非、地域を巻き込む必要もあると思います。地域にとって子供たちが必要だと思っている人はたくさんいるんですけど、いざ無くなってからでは遅いので、その前にしっかりと地域の人の意見も聞きながら、いろいろと進めていっていただけたらと思います。県外からたくさん子供が来て、寮を造らないとなんていう、こんなうれしい議論はございませんので、どこの学校でもそういった議論ができるように持って行っていただきたいなと思います。

前任期中にも、教育委員会の改革が必要ではないですかと、ずっと訴えてまいりました。

教育委員会ってゼロリスク症候群といいますか、チャレンジしないと僕の中では思っているところがあって、先ほどのコミュニティ・スクールもそうなんですけど、例えばタブレットでいうと、子供たちにあれは駄目これは駄目とか言って結局、規制を掛けていくと、何のためにそれを渡すのか全く分からない、使えないタブレットになりますよね。それと一緒に、子供たちの可能性を信じるのであれば、これまでの概念とか、そういうものを取り払って教育改革をやっていただきたいなと思っています。

この4月に教育長に中川先生が選ばれました。先日の眞貝委員の代表質問だったと思いますが、DX化のメリットとして、個々に応じた、課題に応じた学び方とか、個々の意見とか取り方とか、あと学びの振り返りなど、一人一人の個別最適な学びの環境について三つぐらいメリットをおっしゃっておりました。

もっと言えば、これまで勉強やスポーツ以外でなかなか評価されなかった子供って、たくさんいると思うんです。

それは、先ほど言った高校の魅力化をすることで、そのマッチングもうまいこといくのではないかと考えております。これまで評価されづらかった子供たちへのスポットが当たりやすくなっていくのかなと思います。

今後は、それをしっかりと見付けていく、伸ばしていく学校側、先生側の努力も必要なのではないかと思っています。

そこでお伺いしたいのですが、DX化というのは飽くまでも手段であって、目的は先ほど述べた子供の可能性の種を見つけて伸ばしていくことだと私は思っています。

中川教育長も全く同じだと思いますが、これからどのような教育現場を目指していくのか、意気込みを込めて一言頂けたらと思います。

中川教育長

以前からも井下委員とは教え子という関係でいろいろとお話をするのがあって、そのときによく、このほうがいいよなとかいうお話をしていたのを思い出します。今日、こういう立場でお話ができるのは本当に有り難いです。

今、委員さんが言ったとおりで、今の子供たちは100歳はゆうに超えると言われてます。

ということは、その間にいわゆるリスキリング、何回も学び直しをして、自分の仕事もどんどん変えながらというのが当たり前になってくる。それを考えたときに、この先今の子供たちはそういう力がないと生きていけないなとすごく思っています。言われたことだけをやっていけばいいんだというのは本当に過去の話で、十数年前の人口が増えていた時代の話であって、今は減っている状態であると。それを考えたら、自分でやるべきこと、やりたいこと、何をするのかということを、自分の目的を持ってしっかりと考えて行動ができるような、そういう子供たちでないと駄目だなと思っています。

そのための現状でいうと、いわゆるDXという言葉がすごく出てきていますが、そもそもDXのエックス、トランスフォーメーションというのは、価値を変えるということです。

今までのような価値ではなくて、全然違う価値をデジタル化によって、それが仕事の仕方の変化だったり、子供たちの学びの仕方が変わるということかなと思っています。

そのことによって、先ほどありましたけど、子供たち、この子ってこんなすごいことができるんだっていうことを、新たに教師、あるいは保護者が発見するということがあります。それが大事なところだと思っています。

私はずっと初等教育に携わってきたこともあって、小学校の子供たちのワクワク感、何かするにもとにかくワクワク感、楽しいなとか、目の輝きってすごいんです。

ただそれが、学年が上がって行って、中学、高校に行くにつれて、そういう気持ちがどうか、表情がだんだん無くなってくる。これは何かというと、何のために勉強するかとか、新しいことを知る、知識を得る、新しいことができる、自分たちの技能が増えるという喜びが、だんだん無くなってくる。そういうのがあるのかなと思います。

これは、実は先ほどの学区制の話とすごく共通していて、大人がこの点数を取らないとここには行けないよみたいな話になってきてしまっている。そういう価値観でずっときていたわけですけど、それを転換する、価値を変えていくというのがトランスフォーメーションだと思っています。その手段としてのDX化、言うのは簡単ですが、いろんな壁が当然ございますけど、ちょっとずつそのあたりを変えていくということで、今職員のほうにも、考え方をええようと、アンラーンしましょうと、今までこうだったからそれが当たり前だみたいな感じでなく、アンラーンすることがまず大事だと先日伝えたところでございます。

ですので、そういった思いで、子供たちにとっての最大の教育環境というのは教師であり、それを支える教育委員会も同じだというような気持ちで、今この立場で言うということでございます。

井下委員

中川教育長が教育長に選任されたのは、タブレット問題があったからと思っている人もたくさんいると思いますが、私は、生徒として向き合った一人と言える先生の強み、中川教育長の強みというのは、子供たちと一緒に学びを楽しむことだと思っています。

それとまた、それによって子供を認めていくということだと思っていますので、教育委員会を通じて、たくさんの可能性の種を育てていく環境を、高校生も当然そういったワクワク感を残せるような環境を作っていただくことをこれから楽しみにしながら、要望して終わります。お願いします。

眞貝委員

先ほど、井下委員が質問させていただいたと思いますが、教員時間外の時間のデータを見させていただいて、平均値を出していただいているんですけど、先に聞きたいのは、非常勤を除くとなっているのは、非常勤教員というのは、臨時教員の方、またそうでなく単発で来られている方、どういう区分になっているか教えていただけますか。

西浦教職員課長

非常勤という職が、どのような方かということでございます。

正規教員ではないんですけども、1日7時間45分勤務いただいている方を臨時教員と呼ばせていただいたり、産休、病休の方の補充教員と呼ばせていただいたりしております。

す。

非常勤と申しますのは、1日7時間45分ではなくて、特に高校に多いんですけども、授業を教える時間だけ来られる先生方、例えば1日に1時間目、3時間目、4時間目、この3コマの授業を持ってもらう方、朝に来られて授業4時間目が終わったら帰られるという感じで、授業1時間単位で報酬をお支払いしている先生方でございます。

眞貝委員

よく分からないのだけど、そうしたら臨時教員さんという方は、この統計の中に入っているのですか。7時間45分働かれている方は、この統計の中に入っているのですか。

内海教育政策課長

今、非常勤の教員が時間外在校等時間の統計の中に入っているかという御質問でございますけども、先ほど申しましたように、臨時の方というのは時間がバラバラでございますので、今回のこの調査の中には入ってございません。

眞貝委員

入ってないって、では7時間45分働いている教員はおいでになるんですね。いないのですか。臨時教員、非常勤というのではなく、臨時教員7時間45分というのは今、お話されていたと思うんですけど、臨時というか、非常勤で7時間45分働いている教員はいないのですか。

西浦教職員課長

説明が不明確で申し訳ございませんでした。

正規教員と同じで7時間45分の勤務時間の非正規教員は少なからずおります。その者については、この集計の中に入っておると考えております。

いわゆる一般で言うパートタイムのような方、この曜日のこの時間だけ来てくださいという方を非常勤講師と呼んでおります。

眞貝委員

非常勤は7時間45分でなく、単発の授業を教えに来るとか、そういう方のことを非常勤と分類しているということで、今、臨時教員の方、7時間45分正規に働いている方は、データの中の統計に入っているということでもいいのですね。

内海教育政策課長

すみません。訂正させていただきます。

今、眞貝委員がおっしゃったとおりでございます。

眞貝委員

それでしたら、分かります。

そうしたら、データというのが、平均を取った数字が出ているのですが、最高の残業を

されている方、100時間以上とか150時間以上というのは、何名というか何%ぐらいになるんですか。

それと反対に20時間以下とか、余り残業されていない先生方の割合というのは、どれぐらいになるか分かりますか。

内海教育政策課長

まず、時間が短い者につきましては、今すぐに手元に出てこないのですけれども、長い者として、冒頭で教育長からも御説明させていただきました80時間、過労死ラインと言われるものなんですけども、80時間を超える者につきましては、小学校であれば令和5年度の実績で2.7%、中学校であれば13.9%、県立学校であれば5.0%という形で、人数につきましては、小学校では76人、中学校では225人、県立学校では110人という数字が出てございます。

眞貝委員

最高何時間ぐらいの残業をされている方がおいでですか。

分からなかったらいいんですけど、こういうデータ、平均値を出していただいても、残業、在校時間の長い方と短い方の数字とか、いろんなものを見せていただかないと、我々判断しにくいと思うんです。

こういうデータが、平均値だけでこれぐらいの数字に減りましたというのであれば、全然少ない人が多かったらそうなるわけですから、できたらそういう中身のデータ、アンケートをとった数字を見せていただきたいと要望して終わります。

長池委員

今の関連ですが、どうしても残業時間が問題になって、働き方改革ということで、現場ではどうしても表面に出てくる数字を追ってしまうことになってしまうんですね。

私なんて、どうやって残業時間が短くなったのかが気になります。残業はできるだけやめてよと校長先生が言ったから、ちょっとずつみんなが減らしたのか、元々の業務を一つ一つ丁寧に見直して、これは省略できるよねってしたのか。もっと言えば、残業を減らすことが目的でなくて、教職員の皆さんの心身ともに健全な仕事の環境を作るのが目的でして、そういう意味でよく聞くのが、職員室でできなくなったから家に持って帰ってするということになると本末転倒でして、だから本来は、もしこの先の数字が欲しいのであれば、メンタル的な理由で自宅待機している教職員の数が減ったとか、そういうことなんだろうなと思います。

残業は減ったけど、病んでいる人は増えたというのでは本末転倒でございまして、結果が出るには、もう少し時間が掛かるのかなと思いますが、とにかく県の教育委員会ですから、県の子供たちを預かる職員が、より職場において使命感と充実感を感じるようにするのが使命でして、残業を減らすのが第一目標ではございませんので、そこだけは勘違いしないようにしていただきたいと思います。意見だけ述べました。

あと、全然違う話なんですけど、大阪・関西万博の予算が付いておるので、確認したいことを質問させていただきます。

万博に小学校、中学校、高校、特別支援学校、高等専門学校が支援の対象とあるんですが、遠足や修学旅行のときにということで、5年生が牟岐少年自然の家に行くことが多いです。自然体験としてすごく楽しみにしているんですが、そういうのを万博にすげ替えるのであれば、ちょっと問題あるかなと思っております。

私は子供会もやっておりますので、牟岐少年自然の家はよく使うのですが、結構子供たち、あそこでの自然体験を楽しみにしておりますし、さらには牟岐少年自然の家にしっかりと受皿として日々努力していただいておりますので、来年の万博へみんなが行くので、少年自然の家の利用が減ったというのではいけないなと思っているんですが、そのあたりどうお考えでしょうか。

長谷義務教育課長

ただいま長池委員より、万博の入場チケット支援事業に関連して、万博に行く学校が小学校5年生で行っている自然体験活動を見送るといったような状況はあるのかどうかという御質問を頂戴いたしました。

現在、来年度参加の意向を示している学校の中で、5年生で行う牟岐少年自然の家等での自然体験活動を見送って、万博に参加したいという意向を示している学校はございません。

長池委員

是非、万博がいいか牟岐少年自然の家がいいかという議論ではなくて、両方行ってもらえたら、子供たちにとってはこの上なくいいかなと。

実際、小学校、中学校とか対象があるんですが、小さい子、1年生や2年生は行くんですか。実際の対象というのはどこまでなんですか。

1年生が行って日帰りで帰ってくるのは大変だと思うんですけど、そのあたりどうお考えでしょうか。

長谷義務教育課長

ただいま長池委員から、万博に参加する対象の学年はどのような状況になっているかということで御質問がございました。

小学校に関しましては、多くの学校で6年生が実施しております修学旅行は、関西方面に行くことが多いので、その機会に万博を訪問するという計画を立てております。

一部、1年生も含めて全校児童を参加させようと考えている学校もあるようですが、大阪までの移動距離等も長くなりますので、ある程度短い時間で移動できるような学校は、1年生も含めた参加を検討しているところでございます。

長池委員

分かりました。

多分、低学年の子とかは、まだ1泊というわけにはいかないし、日帰りとなると、行って帰って来て、向こうにいる時間が30分や1時間では、かわいそうだなと思いますし、そのあたりは学校の判断というところがあるんだと思います。

ただ、PRの仕方で、小学校もみんな連れて行きますみたいな感じで、余り大々的にやりますと、みんなが期待してしまうので、基本6年生以上の修学旅行、中学、高校とかということであります。

また今後、バス代の支援とかいろいろ考えていくべきところはあると思うのですが、私は大阪・関西万博に行くということはいいいことだと思っております。

とにかく学校だけの体験だともったいない。せっかく近くであるので、子供たちが理解するかどうかというのは分かりませんが、行ってそういういろんな最新のものに触れるだけでワクワクするんだらうなと思います。

先ほど教育長もおっしゃったように、子どもたちがワクワクしたり、目が輝くような体験を是非、多くしてほしいと思っております。

質問は以上ですが、1つだけ要望を付け加えさせてください。富岡西高校の体育館が雨漏りをしていますので、直してください。

ただ、なぜ今ここで、あえて公の場で要望を言うかということ、梅雨のときしか調べられないのです。調べるのは今しかないのです。雨が降っているときしか調べられないので、遅れると、また来年になって、エアコンどころでないんです。危ないんです。体育館ですから、走っています。つるつといたら骨折しますので、まずこの梅雨のときに調査を進めていただきまして、また9月以降、次回の文教厚生委員会で確認していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

重清委員

今日は、学区制と高校の体育館の空調関係について、この2点だけお聞きします。

最初に、通学区域制の早急な見直し検討に係る要望書を提出しているのが、鳴門市、石井町、そして板野町でありますけど、一般選抜で入学した生徒は、この3市町からここ数年で何人ぐらいいるか、まず伺いたいします。

藤坂教育創生課長

ただいま重清委員より、鳴門市、石井町、板野町から、第三学区の普通科に一般入試で入学した生徒数の人数ということで御質問を頂きました。

第三学区普通科の各高校の流入率が、現行の12%になって以降の人数を申し上げますと、令和3年度の入試から令和6年度の入試までの平均で、鳴門市が約29名で、市内の中学3年生の約7%、石井町が約18名で同じく町内の中学3年生の約9%、板野町が約9名ということで入学しておりまして、3市町合わせまして約55人になっております。

重清委員

この通学区域制を廃止した場合、今、55人と言っておりますが、どの程度増加するか、見込んでいる人数はありますか。

藤坂教育創生課長

学区制を廃止した場合の3市町からの入学者の増加数ということでございますが、生徒の進学希望でありますとか、学力の状況にもよるため、推計というのはちょっと難しい

ところではございますが、流入率8%時代と比べますと、3市町の計の平均で44人ぐらいから55人ぐらいに増えていると。平成29年度から31年度の入試で44人、令和3年度から令和6年度の入試で55人で、増えているところでございます。

また、現時点で合格最低点に学区内外で差がございますので、また3市町から非常に要望が強いということを踏まえますと、現在の進学実績以上に、3市町において徳島市内の普通科への進学希望が潜在的にあるのではないかと推測されますことから、どの程度増えるかという推測は難しいですが、廃止した場合には更に入学者数が増えるものと考えております。

重清委員

通学区域制を廃止した場合、メリット、デメリットがあると思うんですけど、この点はどのように見ているのかをお伺いします。

藤坂教育創生課長

学区制を廃止した場合のメリット、デメリットという御質問でございます。

学区制廃止によるメリットといたしましては、現在の通学区内外で合格最低点に差がある状況が解消されまして、公平な受験機会が確保できることとや切磋琢磨^{せつさたくま}による学力向上が期待できるというところでございます。

一方、デメリットといたしましては、徳島市内の普通科への過度な一極集中によりまして、地元の高校の衰退が懸念されますほか、不本意な遠距離通学の増加や過度な受験競争を招くことになるのではないかとということが考えられるところでございます。

重清委員

今、3市町を中心に学区廃止を求める意見が目立っておりますから、今言われたようにメリット、デメリットの双方があり、慎重な議論が必要ではないかと思えます。

また、制度見直しで生じる課題への対応についてもしっかりと議論する必要がある、見直し内容が大きいほど周知、移行期間を十分取るべきで、制度の見直しにより生徒や学校現場が混乱しないよう、細心の注意を払って取り組んでいただきたいと要望しておきます。

学区制を廃止した場合は、全県的な問題になるんです。私のところは22年前に統廃合をやりまして、4校を1校にしました。あのときは6町ありましたので、教育委員会は各町に全部説明に来ました。

この有識者会議だけではなくて、先ほども子供たちや教師の意見を聞いてくださいと。保護者も遠くなったら経済的な負担が掛かります。どのようになるかとかいろいろ分かりません。初めて徳島市内に来るとなったら、いろんな面がありますので、そこらは教育委員会には丁寧に説明してほしい。これだけをお願いをしておきます。今でも、定数枠がありますので、この普通科は入れません。そのときに昔から中学校から来るでしょう。親が籍を移して中学校から来て、それで住んでおるという現状もあるし、実際問題、人数はどれだけなのか、そこらは調べようと思えば調べられるはずなんです。現実、そうしているし、学区制を無くした場合、本当にいろんな面での課題を解決しておいてほし

い。しました、失敗しましたでは話になりませんので、この点はよくお願いしておきます。

これはいろんなことがあります。昔からお医者さんの子供とか先生の子供は、先に母親だけこっちで籍を移して生活していましたんで、意外と前からそうやっていて、来れないのだったら先に行きますというのがずっと根付いているはずなんです。

だから、簡単に高校から何人来たではないと思いますので、そこら辺は注意をしておいてほしいと思います。よろしくお願いします。

続いて、現実にも今年も暑い夏が来ているんですけど、高校の体育館の空調関係の現状はどのようになっていますか。

佐藤施設整備課長

ただいま重清委員より、県立学校の体育館の空調設備について御質問を頂きました。

令和5年4月時点で、44校中5校に設置済みとなっております。

なお、整備計画といたしましては、体温調節が困難な児童生徒が利用する特別支援学校を最優先に整備を進めることといたしまして、令和5年度9月補正予算でお認めいただきまして、まずは特別支援学校5校の設計を進めているところでございます。

次に、空調未設置の高校につきましては、震災による津波被害を考慮いたしまして、津波浸水が想定される沿岸地域の高校を優先しながら、設計、工事を進めていく予定にしております。

重清委員

5校を、昨年の9月補正予算で設計するというので、工事は全然掛かっていない、この夏には支援学校の5校は間に合わないということですか。

佐藤施設整備課長

ただいま重清委員より、設計の進捗についてということで、令和5年に着手いたしまして今、5校については設計を進めているところでございます。設計が完了次第、工事に着手する予定になっております。

重清委員

ですから、この夏に間に合うのですか。今どんな状況ですか。設計がまだまだ掛かる予定になっているのか、工事に着手したらどのくらい掛かるのか、まるで分かりませんので、そこらあたりはどういう現状ですか。

佐藤施設整備課長

設計につきましては、ほぼ完了に近い状態になっております。

設計が終わり次第、工事に着手いたしまして、今年の夏には間に合いませんけども、今年度中に完成を予定しております。

重清委員

特別支援学校で今年に間に合わないということは、もう今のほかの普通科とか、全ての高校は間に合わない。今から設計は何校ぐらいする予定であって、大体の全体計画はどの程度早くするのかなとみんな思っていたのです。

まだまだこんな暑いときに、まだこれは無理ですと。いろんなきちんとしたクーラーを付けるとか、移動式のを付けるとか、いろいろ言っていたけど、全然何もしていないんですか。そこらはどうなんですか。

佐藤施設整備課長

今年度につきましては、設計を23校、工事に18校着手予定としております。

工事につきましては、随時進めていく予定にしております。

重清委員

それだったら、特別支援学校とは別でやっているという解釈でいいのですか。

18校の中で、この夏には間に合うというところもあるんですか。もう設計ができてはいないんですか。どの程度か分かりにくいので。

佐藤施設整備課長

ただいま、空調の設置につきましてですけども、今年度、支援学校5校については、できるだけ早く着手をいたしまして、この夏には間に合わない状態ではございますけども、今年度、あと設計の23校につきましても進めまして、設計が完了次第、普通科高校についても着手していく予定でございます。

なお、令和8年度をめどに全ての県立学校体育館へ空調設置を進めていく予定にしております。

重清委員

令和8年度ですから、今年は令和6年でしょう、来年の夏までに何校ぐらいできる予定ですか。そこらはどういうふうな計画になっているか、教えていただけますか。

佐藤施設整備課長

令和6年度の当初予算における工事が完了した際には、44校中23校で設置済みとなる予定です。

重清委員

令和7年度の夏までに23校は完成という解釈でよろしいですか。

佐藤施設整備課長

23校完了予定ということで今、進めておる状況でございます。

あとは、部活とか体育館の利用状況もありますので、学校と調整をしながら工事を進めていきたいと考えております。

重清委員

来年の夏までに23校は、暑い真夏までにはできているという解釈でよろしいのでしょうか。そこがちょっと分かりにくいんですけど。今の設計予算と実施の予算で、これはできるんですか。

それと学校との協議だけど、一番に先にすべきですよ。それは、いつになったらできるんだと。そういう学校のスポーツでずっと使っているんでしょう。何日間休まないといけないのですか。そこらはどういうふうな計画になっているのですか。1か月間ぐらいは使えないのか、それとも使いながらでもできるのか。昼間だけはできないとか、夕方からはできるとか、県教育委員会と各施設との話は本当にできているのですか。私は来年の夏までにはできるだけやってくださいと、そこはできるんですか、できないんですか。

できない理由は何か。協議に時間が掛かりますとか、今からしますとか、それは違うと思う。今、部品がないとか、いろんなことがあります、そういうのだったら分かります。高校との協議はもう少し早く進めてください。

学校だって一日も早く付けてほしいと思っておりますので、支援学校も一緒です。できるだけ早く付けてあげてください。

涼しくなったときに付けるのではいけないんです。暑いときに間に合うように9月の補正予算を組んだのと違いますか。それなのに1年掛かってもできなかったと、それはどうしていたのかと思います。そこら辺は早急に付けるよう要望して、終わります。

佐藤施設整備課長

できるだけ早く竣工できるように努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

立川委員長

それでは、午食のため休憩いたします。（12時05分）

立川委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時12分）

質疑はございませんか。

竹内副委員長

私からは、午前の委員会の議論の中にもありましたけれども、万博の教育旅行、修学旅行等についての少々の懸念若しくはネガティブな話を中心になるかも分かりませんが、少し意見を述べさせていただきたいなと思います。

まず、お聞きしたいのは、去年の年末、それから今年に入って万博推進課若しくは教育委員会から、県内の各学校に教育旅行の意向調査がされていると伺っています。どういう意向があるのか、県内の状況を今の段階で分かる範囲で構いませんのでよろしくお願いいたします。

長谷義務教育課長

ただいま竹内副委員長から、万博の教育旅行に関する意向調査の状況について御質問を頂きました。

本年度実施しました調査によりますと、現時点で万博への参加意向のある学校は、対象となる県内の学校のうち26%、78校となっております。

竹内副委員長

78校の学校が参加の意向があるということで、午前中の話を踏まえれば、小学校は6年生の修学旅行がメインになるんだろうなとお伺いいたしました。

めったにない授業ですので、喜ばしく行ってもらいたいというのはやまやまなのですが、昨日、万博協会から発表もございましたけれども、一つは会場におけるガス爆発の懸念です。

時系列で申し上げますけれども、今年の3月28日の午前10時55分ぐらいに、万博会場のトイレ棟辺りの工事でガス爆発があったと、メタンガスに溶接の火花が引火をして爆発した状況とお伺いしています。

内容としては、コンクリートの床面に亀裂が走って、天井部が少々というか、かなり傷んだというような写真も出されています。

このときに、地元消防署へ万博協会若しくは事故現場から連絡があったのが午後3時半と、およそ4時間程度、事故の発生から連絡が遅れたということです。

4月19日に万博協会の会見で発表されています。要するに、言葉は悪いですが、ガス爆発が明るみに出ないまま秘されていたという状況です。

その発表のときに示されたのは、トイレ棟のガス爆発が起こった場所のほかに、4か所で同様のメタンガスの検出がされていたことが既に発表されています。

昨日、発表があったのは、3月のガス爆発を終えて、参加予定国にガス爆発の事故のことが示されていなかったことが一つ、もう一つは爆発以降、ガス爆発に起因するであろう、基準値を超えるメタンの濃度が76回検出されているという事実です。

そういうことから考えますと、今のままの状況で県内の小中学生、子供たちを安心安全に、あの会場に教育旅行に行かせるのはいかななものかと思っています。

まして、まだまだ防災の基本計画や医療計画が十分に示されていないという状況もございます。

会場になる夢洲ですが、今のところ、島内外を結ぶルートが、車でいうと夢舞大橋、それと夢咲トンネル、この2本だけ。もう一つは、夢咲トンネルと併走する形で延伸する予定の大阪メトロ中央線、いわゆる地下鉄が3本だけです。

御存じのとおり、何を埋めてあるか分からない。これは万博協会がはっきり言っていますから、どこに何があるかは分からないという埋立地で、例えば液状化の心配であったり、災害のときにどういう事故状況になるか想像がつかない中で、そういった安全確保を非常に危惧するところです。

昨日、発表があったように、言葉は悪いですが隠蔽体質が見てとれる。なかなかタイムリーに事故の状況が報告されない。しかも参加国にさえ伝えてなかったというようなこともあって、今のままでは本当に安心安全に子供たちを行かせることはできないと思っています。

ただ、徳島県として、これまでの予算措置も含めて、いろんな議論も重ねて、修学旅行の応援のような予算も確保してございますので、子供を安心安全に行かせる対応若しくは要望を教育委員会としてしっかりと行うべきだろうと思っています。

今も言いましたけれども、なかなか情報が開示されない、正確な情報はオープンにならないという中で、教育委員会として子供を行かせる以上、まずはそうした情報開示や情報公開をしっかりと万博協会に求めるべきだと考えますけれども、その点について伺いたします。

長谷義務教育課長

ただいま副委員長から、万博会場の安全性について御質問を頂きました。

教育活動につきましては、児童生徒の安全を最優先して実施しなければならないものと考えておりまして、学校外で学習活動を行う場合には、文部科学省が出しております、学校安全資料等を参考に、例えば学習活動を行う施設の安全対策の確認であったり、児童生徒等への事前の十分な指導、また教職員の役割分担や緊急事態が発生した場合の連絡体制の整備等の対策を講じることとしております。

大阪・関西万博につきましても、教育旅行等で訪問する場合には、児童生徒の安全が最優先されるものでありまして、万博会期中の会場における防災対策につきましては、博覧会協会において学識経験者や関係機関による安全対策協議会が設置され、具体的な安全対策が検討されていると聞いております。

県教育委員会といたしましては、安全対策協議会での議論を注視しまして、関係課と連携し、学校や市町村教育委員会にしっかりと情報提供を行うとともに、副委員長御指摘のとおり、状況に応じ博覧会協会に対しまして情報の提供や安全確保に関する要望を行うなど、子供たちや保護者、教職員の不安解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

竹内副委員長

今の御答弁によりますと、しっかりと対応していただくということですので、それは是非、お願いしたいと思っておりますけれども、県の教育委員会から各学校若しくは市町村の教育委員会に、情報開示もしっかりと徹底をしていただきたいと思います。

恐らく、今の段階で学校が参加したいという意向の下で、今からいろいろ計画を練るんだろうと思っておりますけれども、明らかに参考資料も少ないと思っています。

私もいろいろ調べましたけれども、大阪府の教育長が出している2025年の大阪の、いわゆる生徒募集の事業のPDFぐらいしか見当たらないのです。

これを見ると、大阪でさえこのスキームといいますか、学校が参加したい、実際に行くまでのスキームも相当いろいろ細かい事務があって、県でいうと教育委員会だろうし、学校側もこれは大変だなと正直思いますので、そんなに簡単に行けるとは余り思いません。

しかも、これを読む限りでは、例えば学校がこのパビリオンに団体で行きたいというのは、ほぼゼロのような受け止めをしてしまいます。要するに、学校の選択ではなくて、いわゆる万博協会が指定するパビリオンに教育旅行として行ってくださいというような受け

止めになるので、首をひねらざるを得ないのが率直な状況です。

そうした学校側が、大阪・万博の中で、パビリオンも含めて、今の段階で主体的に選択できるのかどうか、どういう受け止めをされているのか、もしありましたらお願いします。

長谷義務教育課長

ただいま副委員長から、万博のパビリオンの予約等について、どのような認識かという御質問を頂きました。

万博推進課から聞いております情報では、学校団体が参加する場合にはパビリオンの予約ができると。大阪のスキームでは博覧会協会で割当てをするというようなことも聞いておりますが、本県の参加する学校につきましては、現時点ではパビリオンが予約できるという認識で捉えております。

竹内副委員長

分かりました。

大阪のスキームとは少々違うということですので、そういった面では少々安心もしたところでは。

もう一つは、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、例えば現地の確認であったり、懸念材料の払拭であったり、そうしたことは、普通の修学旅行や遠足であると先生方で対応もしていただろうし、するべきだろうと思います。今回の大阪・関西万博については、そうした現地の下見や事前の予測なるものが非常に難しいと思っています。その辺も今どうするこうするっていう答弁は難しいと思いますので、万博協会やいろんなところに要望として、どのような対応ができるのか、その辺の整理もお願いをしたいと思います。

もう1点、懸念があるのが、会場のいわゆる金銭の取扱いが完全にキャッシュレスということでは。

大人が行く分には、別にキャッシュレスで対応ができるんだろうと思いますけれども、小学校の6年生が会場に足を運んだときに、キャッシュレスとしてどういう対応が可能なのか、どういう対応を検討されているのか、今の段階で整備されていることをお願いしたいと思います。

長谷義務教育課長

ただいま、万博会場におけるキャッシュレス化についての御質問を頂いております。

竹内委員がおっしゃったように、大阪・関西万博の会場では、支払の簡素化やレジでの会計時間の短縮、また非接触による感染症対策や、現金を扱わないことによる防犯対策などを目的として、会場内での買物、飲食はキャッシュレス決済のみとなり、現金は使用できないことが発表されております。

子供たちのように、クレジットカードや電子決済手段を持ってない場合には、会場外でチャージや支払ができるプリペイドカードが販売されると聞いておりますが、現時点では、団体入場によるカードの購入方法であったり、会場外ではこういった施設でチャージや使用ができるのか、また払戻しは可能なのかといったような、詳細な情報が出されてお

りません。

博覧会協会から発表される情報を注視しまして、必要に応じて各学校や市町村教育委員会に対し、情報提供してまいりたいと考えております。

竹内副委員長

今の段階で明確な方向性がまだ示されていないということで、難しい状況だろうなと思います。

今の答弁によりますと、プリペイドカードを児童生徒に購入していただいて、それを会場内で使っていただくということで、払戻しができない場合が多数だと受け止めていますので、経済的に困窮する家庭の人も子供さんも、旅行に参加する場合があつて、非常に懸念があるわけです。

先ほどの午前中の審議の中でもありましたが、例えば、キャッシュレスにしたからどうこうというのではないですけれども、夏の非常に暑い状況の中で、子供がペットボトルの水を1本買うことに躊躇^{ちゅうちよ}するようなことがあったらいけないと思いますので、県教育委員会として、安心して子供がキャッシュレス決済を使えるような状況を求めていくべきだろうと思います。今から各種の要望がまだまだあるのであれば、例えばチャージや払戻し、それを前提にしたキャッシュレスを求めてほしいと思いますし、そうした方向を探っていただきたいと思います。

徳島県は、都市部であるSuicaのような交通系のカードを取り扱うというケースが極めて少ない状況の県の一つですから、そうした意味では、プリペイドカードといっても、子供が普段からカードを使い慣れているかどうかという懸念もございますので、十分このことについても検討を重ねてほしいと思います。

パビリオンの予約も今のところ可能という御答弁でしたけれども、なかなか希望するパビリオンに行けるかどうかというところもあろうかと思います。

予定では1日22万人があそこに行くという前提での計画ですので、先生も教育旅行、修学旅行、遠足についての、例えば目当てであったり、あそこに行って何を学ぶかというのが今の段階では学校レベルでも相当整理が難しいと私は受け止めています。市町村の教育委員会もアンテナを高く立てていると思いますけれども、今の状況では入ってくる情報に限りがあると受け止めています。是非、県の教育委員会が要望したこと、回答されること、そして万博協会が発信することを、逐一丁寧に市町村の教育委員会や学校現場に下ろしていただけるように求めまして、質疑を終わりたいんですが、今の段階では私は子供たちに、よし行ってこいという状況ではとてもないと思っていますので、まず安全確保を最優先に、県の教育委員会として対応をお願いして終わります。

立川委員長

私から、近年、社会問題になってきている若者の薬物乱用のことでお伺いしたいと思います。

薬物乱用といいましてもいろいろあるのですが、今日お聞きしたいのは、特に市販薬、違法ではない薬物に対しての乱用で、最近トー横であったりとか、大阪のグリ下と言われるところで、オーバードーズをする若者が増えているという、報道でも御存じかとは思

のですが、この市販薬のオーバードーズについて、子供たちの健康や命に関わることと大きな社会問題になっているんですけども、この現状や背景について、教育委員会としてどのように把握されているのか教えてください。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま立川委員長から、オーバードーズに関する現状や背景について御質問を頂きました。

厚生労働省の事業として、国立精神神経医療研究センターが令和3年度に実施した薬物使用と生活に関する全国高校生調査によると、調査に回答した全国の高校生4万4,613名のうち1.6%に、過去1年以内に市販薬の乱用経験があるとの結果が出ております。

背景として、このような市販薬乱用の経験を持つ高校生は、他の生徒に比べて睡眠時間が短い、家族全員での夕飯頻度が低い、親しく遊べる友人や相談できる友人が少ない、悩み事を親に相談しないといった特徴が見られ、さらにインターネットの長時間使用の割合が高いことも、本調査により示されております。

立川委員長

皆さん、一概に理由が同じではないんでしょうけど、孤独感や寂しい思いを、オーバードーズすることによって現実逃避しているとか、紛らわせているということなんですが、それについて実際、学校現場でこういった取組をされているのか教えてください。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま、オーバードーズに関する学校での取組について御質問を頂きました。

現行の学習指導要領にはオーバードーズに関する記載はございませんが、学校においては、学習指導要領に沿って行う薬物乱用防止教育等、学校や地域の実情等に応じて行う薬物乱用防止教室を通して、オーバードーズに関連する指導を行っております。

県内においては、学習指導要領に即して発達段階に応じた薬物乱用防止教育がなされるとともに、全ての学校において薬物乱用防止教室を開催しておりまして、令和5年度実施した薬物乱用防止教室では、医薬品の目的外使用の危険性など、オーバードーズに関することを扱った学校もあります。

立川委員長

学習指導要領には、特にオーバードーズについては記載していないということですが、取組の中でオーバードーズのことも言っていたかと。ありがとうございます。

そうしたら今後、教育委員会としてオーバードーズに関しての啓発をどのように行っていくのか、あれば教えてください。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま、教育委員会として今後どのような取組を進めていくのかということですが、県教育委員会といたしましては、引き続き薬物乱用防止等に関する研修会を実施するなど、指導者の育成、指導力の向上に取り組んでまいります。

先ほど答弁させていただきました、オーバードーズを含めた薬物乱用防止についての背景、経験のある高校生の特徴等についても留意して、悩みを抱える児童生徒への対処にも配慮するとともに、関係機関等とこれまで以上に連携を密にして、薬物乱用防止教育の充実に努めてまいります。

立川委員長

大きな社会問題になっていますので、しっかりその辺の取組を進めていっていただきたいです。

先ほどもございましたけど、学習指導要領の中にそういったことがないということですが、学習指導要領にそういうことを反映していくとなると、今、社会で起こっていることに対して要領が変わっていくのにタイムラグがあるのではないかと思います。ですので、この辺は学校の薬剤師さんであるとか、地域の警察の方とかに御協力をお願いして、今どういうことが起こっているかというタイムリーなことを子どもたちにしっかりと教えていってあげないといけないと思いますので、よろしくお願いします。

これは奈良県なんですが、6月20日に定例記者会見の中で、県内の学校現場でも医薬品などの乱用防止に向けた啓発を必要とするというような会見を奈良県の医師会さんが示され、全国的に大きな影響になっています。

特にデータを見ていくと、全国の52消防本部で医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人員の調査結果というのがあるんですけど、令和2年から令和4年の間で、令和2年が10代の方が男性、女性で約1,000人、令和4年には1,500人ぐらいになっているんですけど、2年で500人ぐらい増えてきている。特にその中で女性の方が、著しく増加してきているというところでございます。

これも全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患実態調査がございまして、10代における主たる薬物乱用のうち、市販薬が56.2%にまでなっていると。これが2022年のデータなのでタイムラグはあるんですけども、10年前の2014年は、市販薬の乱用は0%なんです。

当時一番多かったのが48%の危険ドラッグ。この危険ドラッグの規制が進んだ結果、あとは旧薬事法の改正とかも全部絡んでくるんですけども、現在約7割の薬物乱用の原因が市販薬、どこでも手に入る薬物で10代の子供たちが苦しんでいるという状況があります。その辺の社会問題をしっかりとタイムリーに捉えて、教育の中でしっかりと啓発をしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、どうぞ。

扶川議員

最初に、ほかに言う場所がありませんので、学区制について意見だけ述べておきます。

今、高校の特色化が十分進んでいない中で、私は全廃は時期尚早だと思います。

しかし、三好市から鳴門市までの第二学区は広過ぎます。少なくとも板野町、石井町、鳴門市までは、徳島市と同じ第三学区とすべきだと思います。

古川委員さんも指摘されましたが、徳島市内とこれらの市町との間の通学というのは、私も遠距離とまでは言えないと思います。

徳島市に過度な集中となるという指摘もありますが、適正な大きさの学校を残せば、通学の便利さと選択肢の拡大及び切磋琢磨の機会というのは両立すると思います。意見として申し上げておきます。

次に、タブレットの問題です。

6月3日時点で故障が1万142台、これは納品された1万6,500台の61.4%。故障原因はバッテリーの膨張が6,744台、残り3,398台はそれ以外の故障ですが、うち1,688台は膨張ではなくて駆動時間が1時間未満になったという、やはりバッテリーに係る故障であります。つまり7割がバッテリー関係の故障だったわけです。

初めに、タブレット故障に対応するため、県が全部を負担して予定外に追加で支払わなければならないとなったと仮定した場合の損害額を教えてください。

また、株式会社四電工による無償提供や無償修理の申出を受けた場合、それがどれだけ補填されるのか、教えてください。

戎教育DX推進課長

扶川議員から、タブレットの故障問題につきまして、その損害額の算定を教えてくださいという御質問を頂いております。

これまで、株式会社四電工との協議の結果といたしまして、損害賠償を求める前提とはなっておりませんので、損害についての額は算定してない状況でございますが、今回の故障対応といたしまして、県で新たに調達した端末の契約につきまして御説明をさせていただきます。

令和5年度から令和9年度にかけましての、期間の異なる複数のレンタルでありますとか、リースの契約となっております。

次期の更新を想定していた端末の費用と一概に比較できるものではございませんが、今回の契約につきまして、御説明させていただきます。

まずは、情報Ⅰの授業の担保のために、CAI教室に緊急に導入した500台のレンタル代及び初期設定額につきましては約2,800万円、次に、一人1台端末の特に故障率の高い学校に緊急的に配備した緊急調達での500台、レンタル額及び初期設定額が約2,500万円、本格的な故障対応の調達として3,000台の調達を行っております3年間のリース額及び初期設定額は約2億400万円となっております。

そして、直近の追加での4,000台の調達については約2億6,200万円となっており、現在契約しているものの総額で約5億2,000万円となっております。

それで、株式会社四電工の提案によって、どの程度の支出が不用になったかという御質問でございますが、こちらにつきましては株式会社四電工からの提案が無償の提供である

とか、故障修理の提案ということもあり、そのものの想定をすることはできませんが、県が対応するとした場合ですと、恐らくは、先ほど説明させていただいた端末の調達と同じように、リースによる対応をしたものと考えております。

株式会社四電工からの御提案につきましては、前回3,500台の無償提供、今回500台の無償提供と2,000台のバッテリーの交換修理及び追加の1,000台の無償修理で、計約7,000台の提案を頂いておるところでございますので、これを仮に7,000台の3年間リースと初期設定と仮定いたしますと、先ほどの調達の3,000台と4,000台の契約額に相当するかと考えられますので、約4億6,600万円程度となるのではないかと考えております。

扶川議員

私は今、御説明を受けたような、県教育委員会と株式会社四電工とで責任の所在が痛み分けみたいになっていますが、それでいいのかという疑問が湧いております。

第一に、株式会社四電工による製品の不良ではないという主張に対して疑問があります。株式会社四電工は電池の膨張原因について、県に詳細な報告を出しておりませんが、主張によりますと電解液のガス化が要因とした上で、ガス化が保管環境などの加速因子と重なったとしております。

それから県の報告書も、膨らみの発生要因は、仮定として過充電で電解質の分解とガスの発生が起こったことが推測されるとしております。

株式会社四電工は電池自体の構造も検討したと言いますが、調査資料は全体でなく要約の報告しか出ておりませんので、特に株式会社四電工の納品した物が、ほかの会社の製品と比べて異常に膨張した理由が十分説明されているとは読めません。

しかし、県の委託したJFEテクノロジー株式会社による報告の過充電は、全国でも県内でもあったはずです。保管環境も同じような状況があったと想像もされます。

これでは到底、株式会社四電工の言う製品の不良ではないという主張、結論は導かれないと思います。

第二は、株式会社四電工が県教育委員会側の責任としているタブレットの保管状況の検査に係る疑問です。

株式会社四電工は2024年2月に学校の保管状況について調査した結果、一部の充電保管庫について、充電タイマーが外されるなど、文部科学省の充電保管庫の詳細仕様に定める輪番充電がうまく機能していないと考えられる状態にあるものも認められたとしております。

確かに、そういう状態にあるものも認められたとしておるだけですから、6,744台もの膨張により故障したタブレットがどのように充電されていたのか、株式会社四電工から全体状況がきちんと報告されているわけではありません。元々がサンプル調査だと聞いております。

そもそもツーウェイ社の機種同士で保管状況や過充電の因果関係が分かっただけでは、ほかの商品と比べて欠陥だと言えるような、バッテリーの膨張や劣化が検証できていないのは明らかです。

まとめますと、検証から分かっているのは、第一に、タブレットが過充電でバッテリーが膨張した可能性があるということ、第二に、株式会社四電工が指摘のように文部科学省

の充電保管庫仕様書に定める輪番充電がうまく機能していない物もあったこと、第三に、これが一番肝腎なところだと私は思いますが、県も株式会社四電工もほかの機種との比較検証を全くしていないことです。

膨張による故障状況には、ほかの機種には見られない異常な割合となっております。そして、過充電や保管状況は、ほかの機種を使っている県立学校や市町村でも同じような状況があり得たのに、そんな故障が起こっていないことを見たら、それだけでも株式会社四電工が納品したタブレットによるバッテリーは欠陥品と見られるのではないかと、私は思います。どうしてそういう判断ができないのか、お尋ねいたします。

戎教育DX推進課長

扶川議員から、今回の端末故障原因についての御質問でございます。

これまで教育委員会では、株式会社四電工と端末の故障原因や、それを招いた要因について協議を重ねてきたところでございます。

その結果、故障原因といたしましては、ハイグレード製品に比べ、バッテリーの電解液のガス化が起りやすい構造要因に、学校における保管環境等、様々な要因が重なった複合的な要因であるという見解で、県、株式会社四電工、共に一致したところでございます。

これについては、株式会社四電工及び県が調査に出しました第三者機関からの報告による、製品上の瑕疵が認められなかったという見解も含めてのものです。

また、今回の故障を招いた要因につきましては、県教育委員会側は、調達時の仕様書に十分な設定ができていなかったこと、一方、株式会社四電工側は、電波法の未認証への対応のために端末を持ち帰ることができない状況により保管環境要因につながった可能性があるといった状況も踏まえて、協議を進めさせていただいたところでございます。

その結果として、株式会社四電工としましても、これだけ多くの端末が使用不可になったということに関して、社会的道義と責任を感じ、一人1台環境の早期の復元に向けて、更に踏み込んだ提案ということで、今回の提案を頂いたものと考えております。

こちらにつきましては、こういった原因や株式会社四電工からの提案の内容を教育委員会の定例会に御報告させていただいて、その御意見を頂いた上で総合的に勘案し、故障の原因でありますとか、故障の要因、責任につきましては、決着できるものと判断したものでございます。

扶川議員

時間がないので少し飛ばしますが、一言だけ言いますが、文部科学省が作った標準的な仕様に沿って徳島県の契約もされたはずです。

ほかの自治体で同じような保管状況、充電の仕方もあったはずですが、それは、何も検証していないではないですか。それが問題なんです。

それから、全部ではなくても、例えば責任割合が5対5でなくても、10対1でも損害賠償請求しようとしたら、それは法律的にはできたのではないかと私は思うんです。

ところが県は、県教育委員会としては提案を受け入れ、今後この問題については、原因と責任に関する協議を株式会社四電工と行わないと説明しております。

私は、損害賠償請求が少しでも可能だったのであれば、これは債権放棄だと思います。議会に諮ってから決めなくてはいけないのではないかと思いますんですけど、これは専決処分だったのでしょうか、疑問です。

私は、そういう方針を撤回して、もう一度きちんと責任の所在をはっきりさせるべきだと思います。今からそういう撤回はできないのか、決定した処分で動かしようがないのか、お尋ねをします。

戎教育DX推進課長

扶川議員から現在、県教育委員会で決定した内容につきまして、撤回できないのかという御質問を頂きました。こちらにつきましては、教育委員会及び株式会社四電工とが協議してきた内容につきまして、県の教育委員会において教育委員さんから御意見も伺いながら、教育委員会として決定してきたことですので、これを翻すことはできないと考えております。

立川委員長

扶川議員、時間ですからまとめてください。

扶川議員

では、最後に一つ聞いておきますが、契約なんですね。口頭でも約束してしまった話なんですね。

事後報告になったことについては、どうお考えなんですか。それで良かったんですか。それだけ御答弁ください。それで終わります。

戎教育DX推進課長

今回の判断につきましては、県教育委員会において判断したことございまして、この内容につきましては、文教厚生委員会の事前委員会で報告をさせていただいたところでございます。

立川委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

今回、関連のある請願については一括して審査いたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、請願第4号、国へ「国の負担で学校給食費無償化の早期実現を求める意見書」の提出を求める請願及び請願第10号、ひとりひとりを大切に徳島でゆきとどいた教育を求める請願のうち、③小・中学校の給食費無償化を国に働き掛けることを審査いたします。

以上の2件について、一括して理事者の説明を求めます。

中川教育長

請願第4号及び請願第10号の③の学校給食費無償化について、現状を説明させていただきます。

学校給食の実施に当たっては、学校給食法第11条により、施設や設備に要する経費や従事する職員の人件費などは、学校の設置者が負担し、食材費などに要する経費については、保護者が負担することとなっております。

令和6年5月現在、県内で年間を通じて小・中学校の給食を無償化しているのは4自治体、三好市・神山町・美波町・佐那河内村で、その他17の自治体で一部補助等の支援が行われております。

県立学校においても、一食当たり70円を上限とした補助を行う補正予算案を本定例会に提出しているところでございます。

給食費の無償化を行うためには、恒常的に多額の経費が必要となることから財源の確保が大きな課題であり、現在、支援を行っている県内の自治体においては、自主財源のほか、国の臨時交付金が活用されております。

また、全国の状況といたしまして、子育て世帯の負担を軽減するために、臨時交付金の活用などを通じて無償化を行う自治体が増加しているところです。

本県から国に対する働き掛けといたしましては、昨年6月に、知事が岸田総理大臣と面会の上、国・県・市町村の連携による学校給食費無償化の早期実現を要望されました。

また、同年11月と本年5月にも、無償化に向けた恒久的な財政支援制度創設について国への政策要望を行ったところです。

県教育委員会といたしましては、今後とも国に対し、学校給食費の無償化に向けた恒久的な財源確保を強く働き掛けるとともに、先日、国から公表された全国の実態調査結果や、今後の国における無償化に向けた具体的施策に加え、他県の動向なども踏まえて、本県における対応方針を検討してまいります。

立川委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

古川委員

私も、教育分野に対する予算のしっかりした確保、いわゆる教育への投資は、もう本当に迅速に大きく進めるべきだと思ってます。

とはいえ、やはり一気に増やすっていうのは。今回三つの教育分野の請願が出てます。それは全部できたらいいんだろうとは思いますが、現実的にはやはり予算の制約があると思います。だから、給食費が優先されるのか、又はこのいろいろ出ている教職員の確保についてお金を回すのが先なのか。若しくは、まだその教職員よりも先に、今、都知事選ではかなり議論になってますけども、いわゆる教職員の補助人員をまず確保して、そこから手を付けるべきなのか。いろいろやはり考えていかないと、なかなか制度化してしまうと毎年それだけの大きい予算を確保していかないかんので、やはり財源はかなり大きな問題だと思いますので、もう少し国等の議論の深まりを見届けてから、県としてどういうアプローチをしていくのかを考えたほうがいいかなと思ってますので。私は今回、三つの請願ともやっぱり継続でいいのかな。

立川委員長

継続と採択で御意見が分かれたようでございますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

以上の2点は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第8号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2025年度府予算に係る意見書の提出を求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中川教育長

請願第8号について、現状を説明させていただきます。

まず、①少人数学級の検討につきまして、本県では、徳島県教育振興計画に基づき、小・中学校での少人数学級編制を推進し、令和4年度には、小学校1年から中学校3年まで、35人以下の少人数学級を実施いたしました。

少人数学級編制に伴い必要となる教員数については、令和6年度現在で、小学1年から小学5年までは既に法定数化されており、小学6年から中学3年までは国からの加配により配置できております。

なお、高等学校については、原則として、標準法に基づき1学級40人の編制としておりますが、学校や生徒の実態を考慮し、多くの学校で標準を下回る人数での学級編制を実施

しております。

次に、②教職員定数改善につきまして、本県では、とくしまの学校における働き方改革プラン（第3期）に基づき、タイムマネジメントの徹底、業務改善の更なる推進、外部人材の積極的活用等により、教職員の時間外在校等時間の削減に取り組んでいるところでございます。

教職員の配置についても、いじめ・不登校問題等、複雑化・困難化する教育課題への対応のための加配や、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の配置充実のための加配等を活用し、学校の指導・運営体制の充実に努めております。

今後とも、学校における働き方改革の更なる加速化や、学校の運営体制の一層の強化のための定数改善及び加配の充実について、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き、国に要望してまいります。

次に、③加配の削減は行わないことにつきまして、平成13年の公立義務教育諸学校の標準法改正以降、都道府県の判断により学級編制基準の弾力的運用が可能となり、先ほど御説明いたしましたように、本県においても35人以下の少人数学級を推進してきたところでございます。

さらに、令和3年の公立義務教育諸学校の標準法改正により、小学校については、令和7年度までに全学年35人以下の少人数学級実施のための法定数化が実現されることとなっております。

県教育委員会といたしましては、引き続き、中学校での少人数学級実施のための国からの加配定数の確保に努めるとともに、多様な子供たちの特性や少子化など地域の実情に応じた柔軟な学級編制や教職員配置ができるよう、更なる定数措置について国に要望してまいります。

次に、④教職員の処遇改善に必要な財政措置につきまして、本県では、令和4年度及び令和5年度において、人事委員会勧告を受け、教職員の給料月額及び期末勤勉手当の引上げを行いました。

また、諸手当についても、国の制度に準拠しつつも、本県の実情に合致したものとなるよう見直しを行っております。

一方、近年の教師不足解消の必要性を踏まえ、国においても、教職の魅力を高め、優れた人材が確保されるよう、教職調整額の水準や各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じた給与体系構築に向けた検討が進められているところです。

県教育委員会といたしましては、引き続き、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、教職員の処遇改善について国に要望してまいります。

立川委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「不採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

木下委員

本請願の中学校、高校での35人学級の実施検討につきましては、本県では、既に中学校3年まで35人以下の少人数学級が実施されております。

また、多くの高等学校で標準を下回る人数での学級編制が実施されております。

また、②教職員定数の改善や、③加配の削減は行わないこと、④教職員の処遇改善に必要な財源措置につきましては、県として、とくしまの学校における働き方改革プランの推進や加配定数を活用した学校の指導運営体制の充実、また、教職員の給料月額や期末勤勉手当の引上げに加え、諸手当についても実情に合わせた見直しを進められているとのことであり、それぞれ取り組まれております。

さらに、本請願の各項目については、これまでも、また今後も引き続き、本県から全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、国へ要望されるところでありますし、④処遇改善に必要な財源措置に関しては、国において職務の負荷に応じた給与体系構築に向けた検討も進められているところでもあります。

このように、既に一定の対応がなされていると考えられますことから、本請願は不採択でお願いしたいと思います。

立川委員長

それでは、御意見が分かれたので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は継続審査とすべきことは否決されました。

（古川委員退席）

次にお諮りいたします。

本件は、採択とすべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

（古川委員復席）

次に、請願第10号、ひとりひとりを大切に徳島でゆきとどいた教育を求める請願のうち、①定数内欠員補充臨時教員を減らし、正規採用教員を増やすこと及び、②徳島県が進める少人数学級増に伴う分の県費単独負担教員を確保し、増やすことを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中川教育長

請願第10号の①及び②について、現状を説明させていただきます。

まず、①正規採用教員を増やすことにつきまして、県教育委員会におきましては、県内で勤務する臨時教員の正規採用につながるよう、採用審査において、一般教養審査の廃止、本県での勤務経験年数に基づく加点や論文審査の免除、前年度の審査で一定基準の成績であった者への一次審査免除など、教職経験をしっかり評価できるような仕組みづくり

に努めてまいりました。

正規教員採用数につきましては、これまでも児童生徒数の減少等を踏まえながら、長期的な展望に基づき、採用数を安定的に確保してきたところでございます。

さらに、令和5年度から始まりました定年の段階的引上げにより、隔年で定年退職者がいない状況となりますが、年度によって採用数が大きく変動することがないよう、引き続き、採用数の確保に努めてまいります。

次に、②県費単独負担教員を確保し、増やすことにつきまして、先ほど、請願第8号の①少人数学級の検討で御説明いたしました内容に加え、県教育委員会といたしましては、よりきめ細かな指導の実践を支援するとともに、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、学びサポーターや教員業務支援員等の外部人材の積極的な活用を図っているところでございます。

立川委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「不採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

木下委員

本請願の①定数内欠員補充臨時教員を減らし、正規採用職員を増やすことについては、中川教育長の御説明でもありましたが、県内で勤務する臨時教員の経験を評価し、正規採用につながる取組がなされ、採用数につきましても、児童生徒数の減少や定年の段階的引上げ等を踏まえ、計画的に進められているとのことであります。

また、②徳島県が進める少人数学級増に伴う分の県費単独負担教員を確保し、増やすことについては、本県では、小学校1年から中学校3年まで35人以下の少人数学級が実施されており、必要となる教員数については国からの加配等により配置できております。

このように既に対応がなされておりますので、不採択でお願いしたいと思っております。

立川委員長

御意見が分かれたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は継続審査とすべきことは否決されました。

それでは、次にお諮りいたします。

本件は、採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

なしであります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第4号、請願第10号③

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第8号、請願第10号①②

これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時15分）